

上田市地域防災計画【火山災害対策編】

主な修正点に係る修正

新旧対照表

令和 7 年 3 月

頁	新	旧	修正理由・備考								
7	第1章 総 則 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第2 処理すべき事務又は業務の大綱 7 指定地方公共機関 <table><tr><th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>放送事業者</td><td>(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルビジョン) 天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること</td></tr></table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルビジョン) 天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること	第1章 総 則 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第2 処理すべき事務又は業務の大綱 7 指定地方公共機関 <table><tr><th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>放送事業者</td><td>(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルビジョン) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること</td></tr></table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルビジョン) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること	文言の修正
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱										
放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルビジョン) 天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること										
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱										
放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルビジョン) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること										
13	第2章 災害予防計画 第1節 火山災害に強いまちづくり 2 火山災害に強いまちづくり (1) 火山災害に強いまちの形成 ケ 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査するものとする。なお、火山活動の状況や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携するものとする。 (略)	第2章 災害予防計画 第1節 火山災害に強いまちづくり 2 火山災害に強いまちづくり (1) 火山災害に強いまちの形成 ケ 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査するものとする。 (略)	県の地域防災計画に合わせて修正								
14	(6) 火山災害警戒地域の指定 イ 火山災害警戒地域の指定があった場合は、市地域防災計画において次の事項を定めるものとする。 (カ) 避難促進施設に関する事項 警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて、避難促進施設として、これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市は、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、市地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。 なお、避難促進施設に指定された施設は、避難確保計画を作成又は変更し公表するとともに、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成又は変更した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告するものとする。	(6) 火山災害警戒地域の指定 イ 火山災害警戒地域の指定があった場合は、市地域防災計画において次の事項を定めるものとする。 (カ) 避難促進施設に関する事項 また、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて、避難促進施設として、これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市は、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、市地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。 なお、避難促進施設に指定された施設は、避難確保計画を作成しなければならない。									

頁	新	旧	修正理由・備考
15	(9) 避難促進施設の支援 必要に応じて火山防災協議会の意見を求めつつ、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成及び変更並びに避難訓練を実施に関し必要な情報提供、助言等の援助を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。	(新設)	県の地域防災計画に合わせて修正
18	第3節 情報の収集・連絡体制計画 第3 計画の内容 1 情報の収集・連絡体制の整備 (7)「 <u>長野県</u> 防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。 (8) <u>国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(SOBO-WE B)に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。</u> (9) 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進する。 (10) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。 (11) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報(臨時)、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備するものとする。 (12) 火山防災情報の登山者への伝達をより確実にするため、緊急速報メール、登録制メールなど、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。 (略)	第3節 情報の収集・連絡体制計画 第3 計画の内容 1 情報の収集・連絡体制の整備 (7)「 <u> </u> 防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。 (新設) (8) 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進する。 (9) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。 (10) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報(臨時)、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備するものとする。 (11) 火山防災情報の登山者への伝達をより確実にするため、緊急速報メール、登録制メールなど、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。 (略)	風水害対策編と記載の統一 県の地域防災計画に合わせて修正
19	3 通信手段の強化 (4) <u>通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、</u> 火山災害時を想定した非常通信訓練を行う。 (5) 衛星携帯電話、MCA移動無線、 <u>公共安全モバイルシステム</u> 等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。	3 通信手段の強化 (4) _____ <u> </u> 火山災害時を想定した非常通信訓練を行う。 (5) 衛星携帯電話、MCA移動無線、 <u>公共安全LTE (PS-L E T)</u> 等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。	

頁	新	旧	修正理由・備考
34	3 避難所の確保 (9) 指定避難所に指定した施設については、<u>良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。</u> (略) (11) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 (略) (13) 指定された指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</u>	3 避難所の確保 (9) 指定避難所に指定した施設については、<u>必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、</u> <u>換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。</u> (略) (11) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、<u>仮設トイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話</u> <u>等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u> (略) (13) 指定された指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。	県の地域防災計画に合 わせて修正
47	第2 1 節 下水道施設災害予防計画 第3 計画の内容 3 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳・浄化槽台帳等の整備・拡充下水道施設台帳等の適切な調製・保管に努める。また、<u>台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。</u>	第2 1 節 下水道施設災害予防計画 第3 計画の内容 3 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳・浄化槽台帳等の整備・拡充下水道施設台帳等の適切な調製・保管に努める。また、<u>必要に応じて</u>台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。	文言の削除

頁	新	旧	修正理由・備考
92	第3章 災害応急対策計画 第12節 避難受入及び情報提供活動 5 指定避難所の運営 (2) 実施計画 カ 指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努めるものとする。 <u>(ア) トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮</u> <u>(イ) 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供</u> <u>(ウ) 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</u> <u>(エ) 入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保</u> <u>(オ) 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握</u> <u>a パーティション等によるプライバシーの確保状況</u> <u>b 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況</u> <u>c 入浴施設設置の有無及び利用頻度</u> <u>d 洗濯等の頻度</u> <u>e 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</u> <u>f 暑さ・寒さ対策の必要性</u> <u>g 食料の確保、配食等の状況</u> <u>h し尿及びごみの処理状況</u> <u>(カ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握</u> キ 指定避難所における _____ 感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。	第3章 災害応急対策計画 第12節 避難受入及び情報提供活動 5 指定避難所の運営 (2) 実施計画 カ 指定避難所における生活環境に _____ 注意を払い、 _____ 常に良好なものであるよう努めるものとする。 <u>そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</u> <u>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</u> キ 指定避難所における <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。	県の地域防災計画に合わせて修正及び記載方法の整理

頁	新	旧	修正理由・備考
93	サ 指定避難所への受入れ及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。 (ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。 <u>(イ) 異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、男女を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するものとする。</u> (ウ) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。 (エ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての指定避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。 a 介護職員等の派遣 b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施 c 病院や社会福祉施設等への受入れ <u>(オ) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</u> <u>(カ) 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。</u>	サ 指定避難所への受入れ及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。 (ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。 <u>(新設)</u> (イ) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。 (ウ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての指定避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。 a 介護職員等の派遣 b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施 c 病院や社会福祉施設等への受入れ <u>d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</u> <u>e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。</u>	性的マイノリティの方への配慮を追記及び記載方法の整理

頁	新	旧	修正理由・備考
94	ツ <u>在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u> テ <u>車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u> ト 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。 ナ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。 ニ 必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u>指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> ヅ 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。 テ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。 ト 必要に応じ、<u>指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u>	県の地域防災計画に合わせて修正
110	第36節 文教活動 (学校教育班、<u>学校保健給食班</u>、文化政策班、健康こども未来対策部、福祉対策部)	第36節 文教活動 (学校教育班、<u>文化政策班</u>、健康こども未来対策部、福祉対策部)	分掌事務の整理